

UAゼンセン組合員の皆さまへ

2018年募集版

— 小さな掛金、大きな保障 —



住宅
あんしん
共済

住宅あんしん共済が、 大幅にリニューアル!! ますます保障がアップ!!



Point 1 多くの保障の給付額を

大幅アップ!

火災の
最高給付額は **5,000** 万円に

Point 2 床上浸水の給付額を

大幅アップ!

75倍

Point 3 床下浸水の給付を

新設!

住宅あんしん共済
独自の制度

Point 4 完全耐火・準耐火の掛金を

大幅ダウン!

50%~16%

お問い合わせ先 UAゼンセン生活応援・共済事業局 UAゼンセン福祉共済互助会

TEL **03-3288-3559**
住宅あんしん共済直通

TEL **03-3288-3533**
生活応援・共済事業局

FAX **03-3288-3708**
共済直通



左記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

URL: <http://uazensenkyosai.jp/>
E-mail: kyosai@uazensen.jp
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-16
受付時間：平日 9:00 ~ 18:00

いつ起こるかわからない火災や地震、急増する自然災害への対応も万全！

住宅あんしん共済がリニューアル



人々の暮らしや財産を一瞬にして焼き尽くす「火災」、また、近年多発する「豪雨」や「地震」などの自然災害は、多くの組合員の生活を脅かしています。

そして、これら突然の災害や異常気象による被害は、今後も増加していくことが懸念されます。

このことを踏まえ、UAゼンセン住宅あんしん共済では、「多くの給付額」を引き上げ、特に「床上浸水」給付額の大幅な引き上げを実施するとともに、まだ民間の損害保険会社等が対応していない「床下浸水」被害をカバーする給付も新設しました。

対して「掛金」については、大幅な引き下げを実施しました。



Point3 床下浸水 NEW

基本部分、自然災害特約ともに、**床下浸水の給付を新設**しました。

床下浸水給付額(1口あたり)

改定前
0円

新設

改定後
基本部分 (10口まで) **10,000円**
自然災害特約 **10,000円**

住宅あんしん共済
独自の制度

※11口以降は給付金の1割(1,000円)を加算

Point1 保障全体 RENEWAL

基本部分、自然災害特約ともに、**多くの保障の給付額を大幅に引き上げ**ました。

基本部分				自然災害特約部分				
給付の種類	被害の程度	改定前	改定後	給付の種類	被害の程度	改定前	改定後	
火災	全焼壊	90万円	100万円	風水雪凍害	全壊	65万円	70万円	
	半焼壊	45万円	50万円		大規模半壊	45万円	50万円	
	小焼壊	10万円	10万円		半壊	32万円	35万円	
	見舞	4万円限度	5万円限度		小壊	6万円	10万円	
風水雪凍害	全壊	10万円	15万円	浸水	床上浸水	100cm以上	7万円	
	大規模半壊	7万円	10万円			100cm未満	3.5万円	
	半壊	5万円	7.5万円		床下浸水 NEW	なし	1万円	
	小壊	2.5万円	5万円			全壊	27万円	30万円
浸水	見舞	1万円限度	1万円限度	大規模半壊	19万円	20万円		
	床上浸水	0.1万円	7.5万円	半壊	12万円	15万円		
	床下浸水 NEW	なし	(10口まで)1万円	小壊	2.4万円	10万円		
	見舞	1万円限度	1万円限度	見舞	1万円	1万円		
地震	全壊	(10口まで)5万円	(10口まで)5万円	地震	損壊	全壊	27万円	
	大規模半壊	(//)3.5万円	(//)3.5万円			大規模半壊	19万円	20万円
	半壊	(//)2.5万円	(//)2.5万円			半壊	12万円	15万円
	小壊	(//)1.5万円	(//)1.5万円			小壊	2.4万円	10万円
火災	見舞	(//)1万円限度	(//)1万円限度	見舞	1万円	1万円		
	全焼	(500万円限度)18万円	(500万円限度) 20万円	火災	全焼	24万円	30万円	
	半焼	9万円	10万円		半焼	12万円	15万円	
	小焼	5万円	5万円		小焼	6万円	10万円	
見舞	1万円限度	1万円限度	見舞		1万円	1万円		
その他の住宅災害見舞金	(10口まで)1万円限度	(10口まで)1万円限度	生命共済給付金	2万円	2万円			

Point2 床上浸水 RENEWAL

基本部分の**床上浸水**の給付額を**大幅に引き上げ**ました。

基本部分の床上浸水給付額(1口あたり)

改定前
1,000円

75倍

改定後
75,000円

Point4 掛金 RENEWAL

基本部分、自然災害特約ともに、**完全耐火、準耐火住宅の掛金を大幅に引き下げ**ました。

共済種別	住宅構造	1口あたりの年額掛金		
		改定前	改定後	
基本部分	個人	完全耐火	200円 → 100円	50% Down!
		準耐火	300円 → 250円	16% Down!
		木造等	500円	500円
	団体	500円	500円	
自然災害特約	完全耐火	700円 → 450円	35% Down!	
	準耐火	900円 → 650円	27% Down!	
	木造等	1,200円	1,200円	

— 小さな掛金、大きな保障 —

住宅
あんしん
共済

火災や地震のリスクを ご存知ですか？



貯蓄ではまかなえないリスクに備える

火災や地震はいつ起こるかわかりません。
そして、一旦起こってしまったときには、その被害は甚大です。
「住宅あんしん共済」は、このような貯蓄ではまかなえないリスクにしっかりと備えることができる共済なのです。

発生頻度は低くても、発生時の損害は大きいのです！

これらの不安に
備えましょう！



共済でリスクを
確実にカバー！

まかなえないリスク
貯蓄では

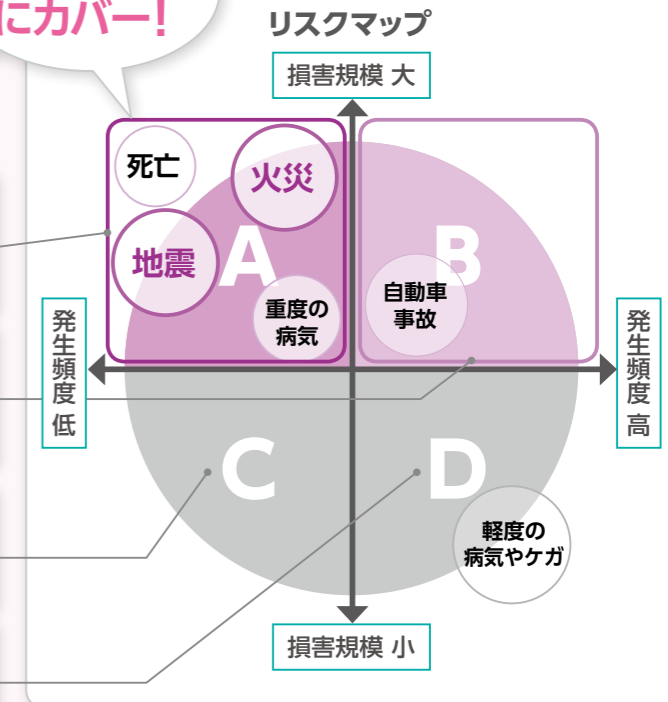
A=リスクの移転→高損害・低頻度
発生する損害の経済的部分につき共済（保険）でカバーし「リスク移転」を図る領域

B=リスクの回避→高損害・高頻度
発生頻度を下げるか、損害規模を小さくするかの対応が必要な「リスク回避」領域

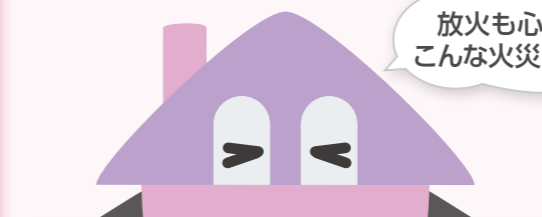
まかなえるリスク
貯蓄で

C=リスクの保有→低損害・低頻度
発生した場合に対応する「リスク保有」領域

D=リスクの低減・予防→低損害・高頻度
発生頻度を下げる工夫をする「リスク低減」領域



自分が注意しただけでは防げない被害もあります！



放火も心配、だけど
こんな火災も起るんだヨ！

平成27年の
出火原因

『第1位』

「放火」※

※放火の疑いを含む

- 第2位…たばこ
- 第3位…ガステーブル等
- 第4位…大型ガスこんろ
- 第5位…電気ストーブ

東京消防庁「平成28年版火災の実態」
※主な出火原因別発生状況上位5件

糸魚川市大規模火災



- 死者は0人だが、**700人以上に避難勧告**
- 147棟（全焼120棟）を含む**約40,000㎡が焼損**
- 国内の単一出火延焼火災では**過去20年間で最大**

平成28年12月22日、新潟県糸魚川市で発生した「糸魚川市大規模火災」。出火原因は中華料理店の鍋の空焚きとされていますが、通常、失火による延焼被害は「失火責任法[※]」により、火元に故意または重大な過失がなければ、損害賠償責任を問えません。しかし、今回は、「重大な過失」の典型例であり、中華料理店は損害賠償責任を免れないとされています。ただし、その損害規模から、とても個人で責任を負いきれるものではなく、店主が自己破産をすればなおさらです。

結局、最後は、**自分の財産は自分で守る**しかないので。

※失火責任法については次ページを参照ください。



なぜ？ どうして？ 「住宅保障」は必要なの？



住宅保障の意外な落とし穴

例えば、火災が起こったとき・・・

火元の損害賠償責任を問えないことをご存知ですか？

また、賃貸住宅の火災保険では、ご自身のための保障をまかなえないこともあるということをご存知ですか？

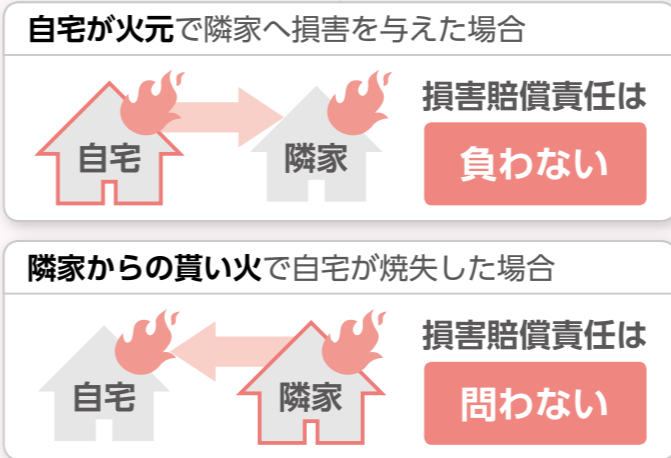
このような意外な落とし穴に備えるためにも「住宅あんしん共済」は必要なのです。

火災では損害賠償は成立しません！

- 法律では通常、他人に迷惑をかけた場合は加害者側の損害賠償責任を認めています。
- しかし、火災の場合は例外で「失火責任法」により、多くの場合、火元の損害賠償責任が免除されます。

「失火責任法」
(失火ノ責任ニ関スル法律)
失火の場合、故意または重過失がない限り、不法行為責任を負わない(問わない)ことを規定。

つまり



自宅は自己責任で
しっかり守りましょう！



賃貸住宅の火災保険ではまかなえないものもあります！

- 賃貸住宅の火災では、賃貸借契約上の原状回復義務が優先され、失火責任法の適用はありません。
- でも、家を借りるときに火災保険に入ったから大丈夫だと思っていないですか？

いえいえ、そこには大きな落とし穴が・・・

【賃貸向けの火災保険】

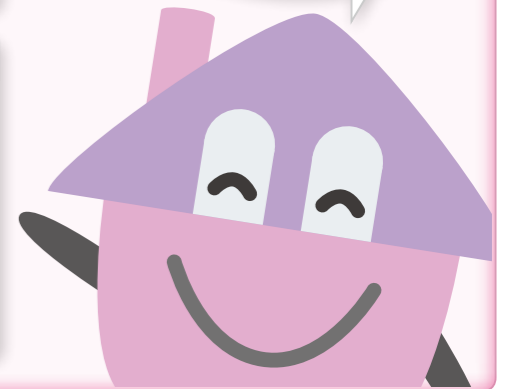
大家さんに対して…「賃貸住宅の借家人賠償責任補償」



家財や引越費用は
自己責任だよ！

「住宅あんしん共済」なら
会社の寮やアパートでも
OK!

ご自身に対して…「家財や引越費用の補償」



— 小さな掛金、大きな保障 —

住宅 あんしん 共済

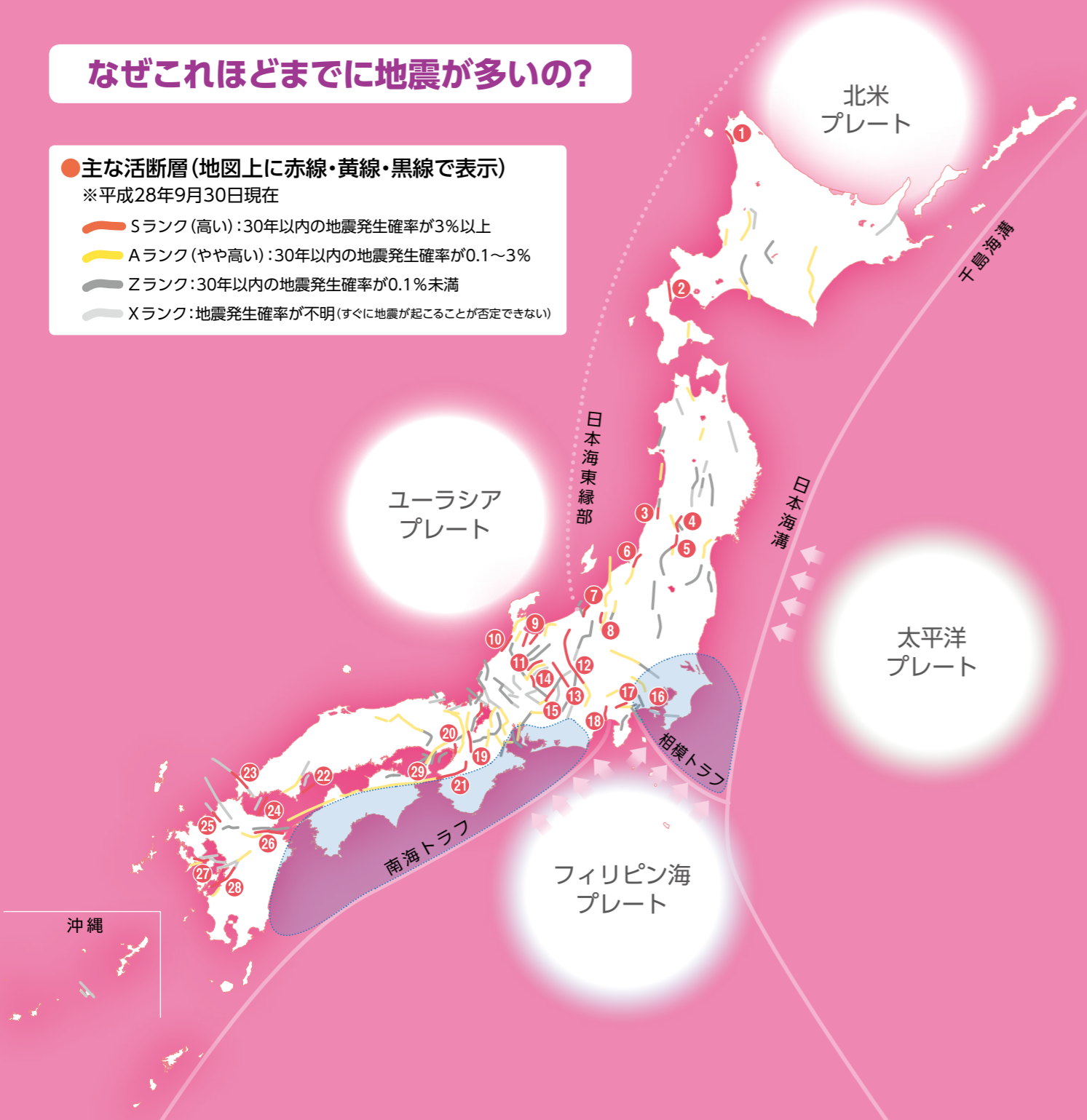
日本は世界有数の地震大国！

なぜこれほどまでに地震が多いの？

●主な活断層(地図上に赤線・黄線・黒線で表示)

※平成28年9月30日現在

- Sランク(高い): 30年以内の地震発生確率が3%以上
- Aランク(やや高い): 30年以内の地震発生確率が0.1~3%
- Zランク: 30年以内の地震発生確率が0.1%未満
- Xランク: 地震発生確率が不明(すぐに地震が起こることが否定できない)



地震による家屋の倒壊、修繕費用の準備など地震への備えは大丈夫？

活断層の地震

日本列島には約2,000の活断層があると推定され、主要なものだけでも約100の断層があると言われています。従来の評価では熊本地震の発生地点(布田川断層帯)での地震発生確率が極めて低かった教訓を踏まえ、活断層長期評価の表記方法が見直されました。

次の①~⑳は、Sランクの断層帯となります。(※㉑は参考)

名称	地震の規模	
①サロベツ断層帯	M7.6程度	
②黒松内低地断層帯	M7.3程度以上	
③庄内平野東縁断層帯	M6.9程度	
④新庄内盆地断層帯	M7.1程度	
⑤山形盆地断層帯	M7.3程度	
⑥楡形山脈断層帯	M6.8程度	
⑦高田平野断層帯	M7.2程度	
⑧十日町断層帯	M7.4程度	
⑨砺波平野断層帯・呉羽山断層帯	砺波平野断層帯	M7.0程度
	呉羽山断層帯	M7.2程度
⑩森山・富樫断層帯	M7.2程度	
⑪高山・大原断層帯	M7.2程度	
⑫糸魚川-静岡構造線断層帯	北部	M7.7程度
	中北部	M7.6程度
	中南部	M7.4程度
⑬境峠・神谷断層帯	M7.6程度	
⑭阿寺断層帯	M6.9程度	
⑮木曾山脈西縁断層帯	M6.3程度	
⑯三浦半島断層群	主部: 武山断層帯	M6.6程度もしくはそれ以上
	主部: 衣笠・北武断層帯	M6.7程度もしくはそれ以上

名称	地震の規模	
⑰塩沢断層帯	M6.8程度以上	
⑱富士川河口断層帯	ケースa	M8.0程度
	ケースb	M8.0程度
⑲奈良盆地東縁断層帯	M7.4程度	
⑳上町断層帯	M7.5程度	
㉑中央構造線断層帯	金剛山地東縁	M6.9程度
	和泉山脈南縁	M7.6~7.7程度
㉒安芸灘断層帯	M7.2程度	
㉓菊川断層帯	M7.6程度	
㉔周防灘断層帯	M7.6程度	
㉕警固断層帯	M7.2程度	
㉖別府-万年山断層帯	大分平野-湯布院断層帯: 西武	M6.7程度
	大分平野-湯布院断層帯: 東武	M7.2程度
㉗雲仙断層帯	M7.3程度	
㉘日奈久断層帯	八代海区間	M7.3程度
	日奈久区間	M7.5程度
㉙六甲・淡路島断層帯	阪神・淡路大震災時に活動	

(※) 詳細内容については、地震防災研究推進本部HP(<http://www.jishin.go.jp/>)、内閣府防災情報HP(<http://www.bousai.go.jp/>)をご参照ください。



民間損保の地震保険料は上がり続けています！

- 2017年1月、地震保険が値上げされました。今後は2年ごとに、2019年1月、2021年1月の計3回に分け、段階的に+19%まで引き上げられる見込みです！(2014年7月にも全国平均で+15.5%の引き上げがあったばかり)
- 2017年1月の上げ幅は全国平均で+5.1%です。(一部下がった都道府県もあり)

民間損保の地震保険

- 保険料の地域間格差が激しく、分かりにくい。
- 保険料は、今後も上がり続けます。

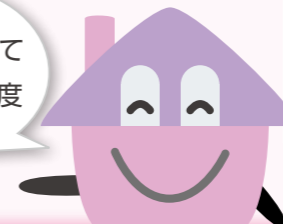


住宅あんしん共済

- 全国一律の掛金で、分かりやすい。
- 今回、掛金を引き下げました。

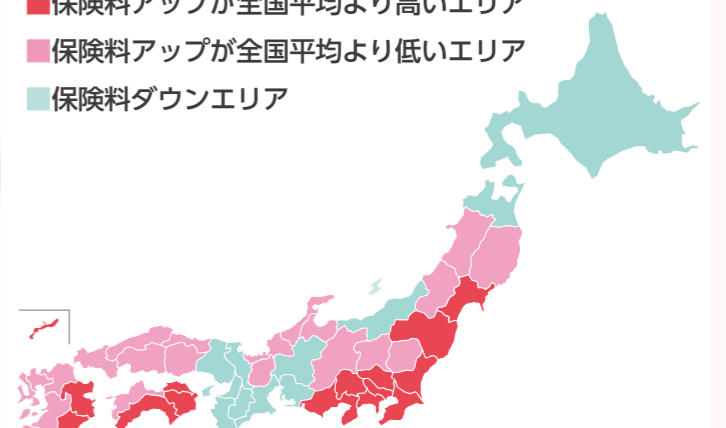
なぜこんなに差があるのでしょうか。

それは共済制度が、**相互扶助の精神**で成り立っていて、**仲間の助け合い**の制度だからなんだよ！



[2017年1月の都道府県別地震保険料改定状況(耐火構造)]

- 保険料アップが全国平均より高いエリア
- 保険料アップが全国平均より低いエリア
- 保険料ダウンエリア



(※) 「地震保険基準料率の届出について」(損害保険料率算出機構/2015年9月30日届出)をもとにUAセンセン作成

風水雪凍害(凍害による配管破裂など)、床上浸水、床下浸水への備えは大丈夫？



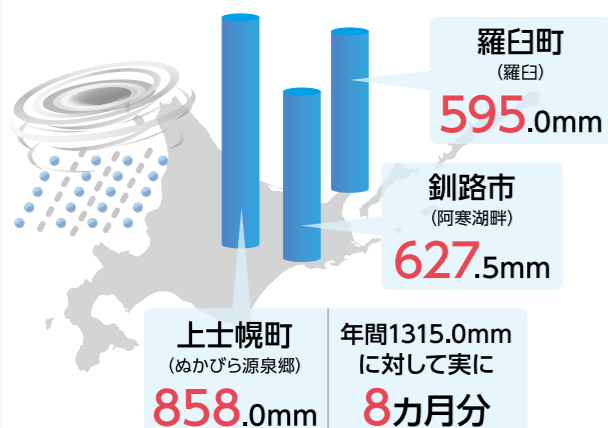
ここ数年、台風や大雪などの想定外の自然災害が頻発！

●例年、台風の被害を受ける九州地方だけでなく、ここ最近は、「梅雨と台風は来ない」と言われる北海道や東北地方でも「台風による予想外の災害」が発生し、人々に多大な影響を与えています。

[平成28年の台風被害]

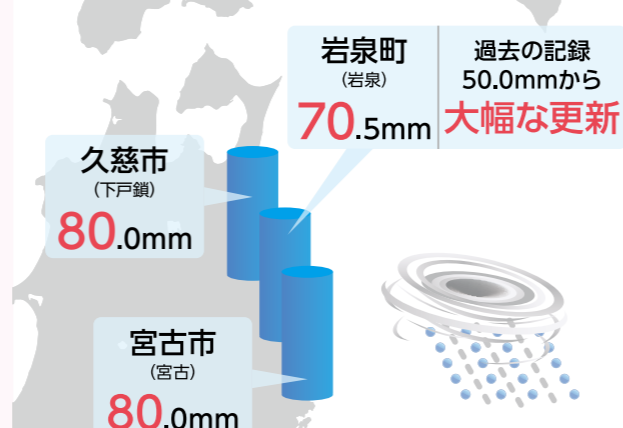
北海道では立て続けの台風で未曾有の大雨

[平成28年8月16日～31日の半月の雨量]



東北は台風10号の上陸で集中的な豪雨

[1時間最大雨量(いずれも観測史上1位)]



(※)「台風NEWS」(株式会社ウェザーニューズ/平成28年8月・12月)をもとにUAゼンセン作成



床上・床下浸水復旧に一体いくらかかるの？

掃除・片付け → 乾燥 → 消毒剤散布(消石灰) (床下浸水の場合)

床上浸水からの復旧

- ☑ 床鋼製束と大引きを残し、床を全面張り替える。
- ☑ 全ての内壁を床から1mのあたりまでカットして張り替える。
- ☑ 内壁の中にある断熱材を、浸水した高さの1.5倍程度を目安に取り替える。
- ☑ 内壁の張り替えの際、コンセント等の電気工事を行う。
- ☑ エアコンを脱着して、クロスを全面張り替える。
- ☑ 部屋のドアや収納の扉など、浸水で膨張した建具を全て取り換える。
- ☑ 修繕による廃材を処分する。
- ☑ 床下、屋内の泥を取り除き消毒をする。必要に応じて防蟻処理をする。
- ☑ 損傷したキッチン、洗面台、トイレ、ユニットバス、エアコン、給湯器を交換する。
- ☑ 敷地内、駐車場、側溝を洗浄する。

●床上浸水復旧工事費用の相場

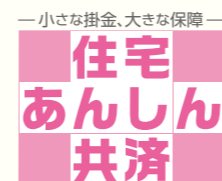
2LDK58㎡の場合
1戸あたり
300万円～600万円
の費用がかかります。
㎡あたり、約5万円～10万円

床下浸水からの復旧

- ☑ 家の周囲や床下などにある不要なものや汚泥などを片付ける。
- ☑ 床下は雑巾等で吸水し、扇風機等により強制的に換気するなど乾燥に努める。
- ☑ 水が引いた後、濡れた畳や家の中の不要な物を片付ける、捨てる。
- ☑ 汚れた家具や床・壁などは、水で洗い流すか、雑巾で水拭きする。
- ☑ 食器類や調理器具などは、水洗いして汚れをきれいに洗い流す。

●床下浸水復旧工事費用の相場

21万円～25万円
の費用がかかります。
㎡あたり、約2,000円前後



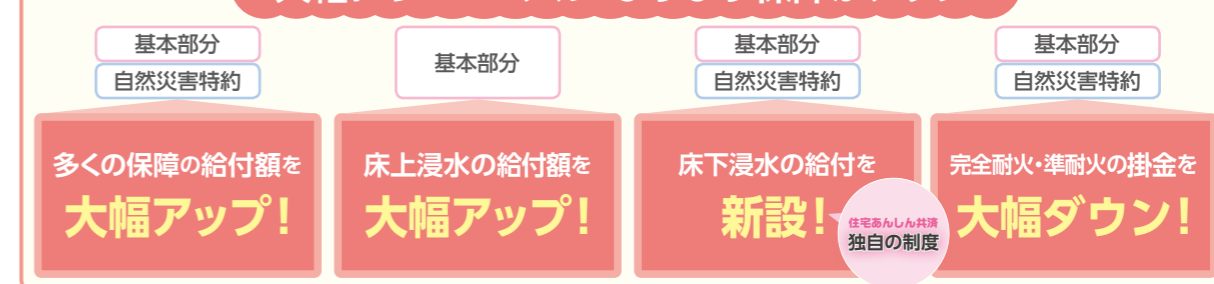
火災や自然災害から組合員の皆さまの暮らしを守る 住宅あんしん共済 10の特長

特長

① 100%自家運営により **割安な掛金で大きな保障** を実現

- UAゼンセンは「自家共済」なので、民間の火災保険のように収益を上げる必要がありません。
- 組合活動で募集するので募集コストや広告宣伝費がかからず掛金が割安です。

大幅にリニューアル!ますます保障がアップ!

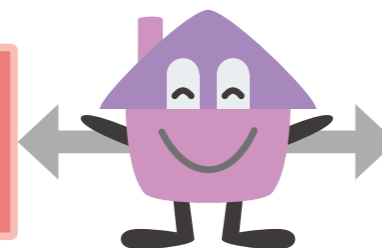


特長

② 掛金は **全国一律** なので安心

- 住宅あんしん共済は、UAゼンセンを中心とした「加入者同士の助け合い」の制度です。
- 「相互扶助」の精神を基本としているので、民間の火災保険のように地域による掛金の差をつける必要がありません。

しかも、
住宅あんしん共済は
掛金の一部を引き下げ
ました。



対して、
民間損保の地震保険料は
2017年1月、2019年1月、
2021年1月と
上がり続けます!

特長

③ **火災保障と地震保障をセット** にした共済

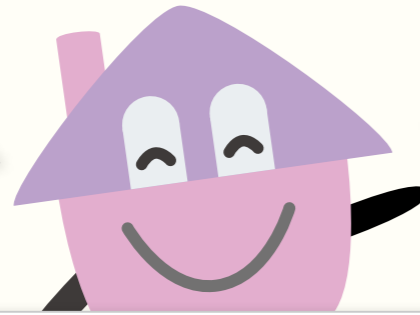
- 民間の火災保険は、風水雪害の免責、凍害は給付対象外の会社もあり、地震保険は別途「追加加入」が必要なものに対して、住宅あんしん共済には、**最初から「凍害」や「地震」の保障がセット**されています。
- 自然災害特約への加入で、**地震保障を更に手厚く**することができます。

特長

④ 加入者の死亡時に **生命共済給付金** をお支払い

- 民間の火災保険には、死亡見舞金がないのに対して、住宅あんしん共済は、1口2万円(個人最高100万円、団体最高12万円)の生命共済給付金があります。

民間の火災保険と異なるポイントもチェック!



住宅あんしん共済は…掛金も保障もシンプルでわかりやすい!

特長

5 持ち家でも **名義は問わず** 賃貸でも加入可能

- 民間の火災保険が本人名義でしか加入できないのに対して、住宅あんしん共済は組合員が居住している建物(他人名義でも加入可能)ならOKなので、転勤時も安心です。

特長

6 **築年数は問わず** 加入口数でお支払い

- 民間の火災保険は査定による実損払いで免責の場合は減額されるのに対して、住宅あんしん共済は規定による定額払いで免責がなく全額お支払いします。
- なお、住宅区分と広さで加入口数を制限しています。

特長

7 自然災害特約の付加により **風水雪凍害 浸水 地震** の保障を手厚くカバー

- 基本部分の加入口数を上限に1口から加入できます。

特長

8 住宅ローンに対する **質権設定** も可能

- 詳細は、生活応援・共済事業局 住宅あんしん共済までお問い合わせください。

特長

9 **退職後の保障** も「シルバー共済」への移行で万全

- シルバー共済は、住宅あんしん共済に個人加入している方が、退職または満68歳を迎えられたときに、個人加入の期限切れ日から移行して加入できる制度です。
- また、本人死亡の場合は配偶者で継続できます。

特長

10 相互扶助の精神に則り **組合員の立場** にたって運営

- UAゼンセンは、安心の提供と保障の充実に努めています。

住宅あんしん共済のここがポイント!

共済金(保険金)の設定や支払いにおいて、住宅あんしん共済が民間の火災保険に比べてメリットとなる点として、「加入時に加入金額を自身で決められる」「給付時には規定により定額が支払われる」という2つがあげられます。

火災被害から自宅や隣家を守るお話し

例 自宅が火元で隣家へ損害を与えた場合



失火責任法により
損害賠償責任は
負わない

本来なら、火元には失火責任法により賠償責任はありません*1し、隣家も火災の類焼被害に対しては自身の火災保険でしっかり備えておくことが本筋です。

しかし、左図のように、自宅が火元となる隣家の類焼被害で補償が不足するような場合もあり、「自身で共済金を設定でき規定額が支払われる住宅あんしん共済」なら、自身の共済金の一部で隣家の再建を手助けできるのです。(似たようなものに民間火災保険の類焼損害補償があります。)

*1 故意または重過失を除く

類焼先(隣家)の再調達価額	3,000万円
類焼先(隣家)の火災保険金額	2,000万円
類焼先(隣家)の補償の不足分	1,000万円
火元による補てん額	1,000万円

住宅ローンに対する質権設定のお話し

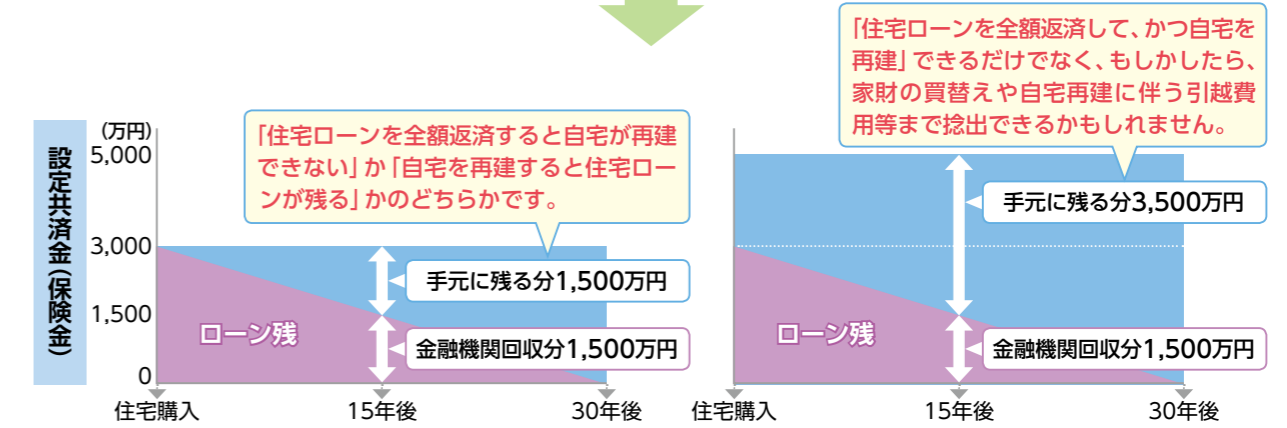
質権設定とは 火災保険の支払事由などが生じた場合、契約者(ローン債務者)ではなく、金融機関(ローン債権者)へ優先的に火災保険金を支払うという契約を指します。

住宅あんしん共済が民間火災保険と大きく異なる点 住宅購入時に加入する火災保険(含む、質権設定)は、民間火災保険でも住宅あんしん共済でも大きな違いはないと考えていませんか? 次のようなケースでは、実は大きな違いとなりますので、これから住宅を購入される方、既に購入済みの方も、住宅あんしん共済を上手に活用しましょう。

例 3,000万円の住宅を30年ローンで購入した場合

- 民間火災保険に加入して質権設定
 - ① 設定保険金
新価(再調達価額)を基準に3,000万円
 - ② ポイント
民間火災保険は住宅価値以上の保険金設定は不可
- 住宅あんしん共済に加入して質権設定
 - ① 設定共済金
最高50口の5,000万円
 - ② ポイント
住宅あんしん共済は住宅価値とは関係なく自身で共済金設定が可能

15年目に自宅が全焼した場合の手元に残る共済金(保険金)の違い



(注) 説明を分かりやすくするために、物価上昇、金利は考慮していません。

基本部分+自然災害特約の保障(給付)額*と掛金の一例

RENEWAL

「風水雪凍害」「浸水」「地震」の保障を手厚くしたい方は
自然災害特約にご加入ください。

*基本部分と自然災害特約の合計額

50口加入の場合 自家(持ち家)で住宅建物の延べ床面積132m²(40坪)以上の
場合の最高加入口数

改定後 **5,000万円** (改定前 4,500万円)

	年額掛金 (単位:円)		
	完全耐火	準耐火	木造その他
基本	5,000	12,500	25,000
特約	22,500	32,500	60,000
合計	27,500	45,000	85,000

38% Down! 25% Down!

① 火災
② 風水雪凍害4,250万円 ③ -1床上浸水(100cm以上)725万円 ③ -2床下浸水64万円
④ -1地震による損壊被害1,570万円 ④ -2地震のときの火災による被害2,000万円
⑤ その他の住宅災害見舞金14万円 ⑥ 生命共済給付金100万円

20口加入の場合 借家で独立住宅の完全耐火(マンション・公団住宅)/準耐火
および木造(2戸建以下)の場合の最高加入口数

改定後 **2,000万円** (改定前 1,800万円)

	年額掛金 (単位:円)		
	完全耐火	準耐火	木造その他
基本	2,000	5,000	10,000
特約	9,000	13,000	24,000
合計	11,000	18,000	34,000

38% Down! 25% Down!

① 火災
② 風水雪凍害1,700万円 ③ -1床上浸水(100cm以上)290万円 ③ -2床下浸水31万円
④ -1地震による損壊被害655万円 ④ -2地震のときの火災による被害1,000万円
⑤ その他の住宅災害見舞金11万円 ⑥ 生命共済給付金40万円

40口加入の場合 自家(持ち家)で住宅建物の延べ床面積132m²(40坪)未満
66m²(20坪)以上の場合の最高加入口数

改定後 **4,000万円** (改定前 3,600万円)

	年額掛金 (単位:円)		
	完全耐火	準耐火	木造その他
基本	4,000	10,000	20,000
特約	18,000	26,000	48,000
合計	22,000	36,000	68,000

38% Down! 25% Down!

① 火災
② 風水雪凍害3,400万円 ③ -1床上浸水(100cm以上)580万円 ③ -2床下浸水53万円
④ -1地震による損壊被害1,265万円 ④ -2地震のときの火災による被害1,700万円
⑤ その他の住宅災害見舞金13万円 ⑥ 生命共済給付金80万円

15口加入の場合 借家で共同住宅の複身居住者の場合の最高加入口数

改定後 **1,500万円** (改定前 1,350万円)

	年額掛金 (単位:円)		
	完全耐火	準耐火	木造その他
基本	1,500	3,750	7,500
特約	6,750	9,750	18,000
合計	8,250	13,500	25,500

38% Down! 25% Down!

① 火災
② 風水雪凍害1,275万円 ③ -1床上浸水(100cm以上)217.5万円 ③ -2床下浸水25.5万円
④ -1地震による損壊被害502.5万円 ④ -2地震のときの火災による被害750万円
⑤ その他の住宅災害見舞金10.5万円 ⑥ 生命共済給付金30万円

30口加入の場合 自家(持ち家)で住宅建物の延べ床面積66m²(20坪)未満
の場合の最高加入口数

改定後 **3,000万円** (改定前 2,700万円)

	年額掛金 (単位:円)		
	完全耐火	準耐火	木造その他
基本	3,000	7,500	15,000
特約	13,500	19,500	36,000
合計	16,500	27,000	51,000

38% Down! 25% Down!

① 火災
② 風水雪凍害2,550万円 ③ -1床上浸水(100cm以上)435万円 ③ -2床下浸水42万円
④ -1地震による損壊被害960万円 ④ -2地震のときの火災による被害1,400万円
⑤ その他の住宅災害見舞金12万円 ⑥ 生命共済給付金60万円

5口加入の場合 借家で共同住宅の単身居住者の場合の最高加入口数

改定後 **500万円** (改定前 450万円)

	年額掛金 (単位:円)		
	完全耐火	準耐火	木造その他
基本	500	1,250	2,500
特約	2,250	3,250	6,000
合計	2,750	4,500	8,500

38% Down! 25% Down!

① 火災
② 風水雪凍害425万円 ③ -1床上浸水(100cm以上)72.5万円 ③ -2床下浸水10万円
④ -1地震による損壊被害175万円 ④ -2地震のときの火災による被害250万円
⑤ その他の住宅災害見舞金5万円 ⑥ 生命共済給付金10万円

ご加入の流れ

ご加入の際には、次の流れに沿って、加入条件、保障の範囲、基本部分の掛金、特約の付帯、保障額の目安、住宅構造区分等を確認してください。



STEP1 加入条件の確認

1 加入資格、2 対象となる建物、3 加入できる建物の範囲等を確認してください。

1 加入資格

基本部分

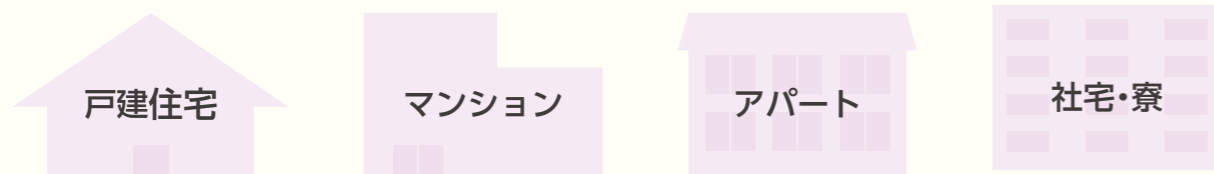
UAゼンセンに加盟している組合の満68歳未満の組合員および組合事務所が加入できます。

自然災害特約部分

基本部分に個人加入している方が加入できます。

※詳細は、P27「ご加入にあたって1加入資格」をご参照ください。

2 対象となる建物



※自家(持ち家)だけでなく、借家でも加入できます。

3 加入できる建物の範囲

- ① **住宅** (自家^{※1}・借家) 組合員本人が主たる生活をしている住宅(自家^{※1}・借家) 1箇所
- ② **自家^{※2}** (空家/親族居住) 自家^{※2}で空家および1親等以内の親族が居住する住宅1箇所
- ③ **住宅** (自家^{※1}・借家) 転勤して、家族^{※3}を残している住宅(自家^{※1}・借家) 1箇所

● 通常の場合は①、②の最大2箇所
● 転勤した場合は①、②、③の最大3箇所に、加入できます。

※1 名義は問いません。
※2 本人または、配偶者名義の住宅。
※3 家族とは配偶者と子に限ります。
※4 団体加入の海外赴任者で国内に「加入できる住宅」がない場合に限り海外住宅が給付の対象となります。
※5 シルバー共済の加入者(個人加入からシルバー共済に移行した方を含む)は、本人が居住する住宅1箇所となります。

STEP2 保障範囲の確認

保障(給付)の範囲を確認してください。

基本部分		自然災害特約部分
火災など	<ul style="list-style-type: none"> 住宅火災(地震のときの火災を除く)による被害 航空機の墜落、車両突入(第三者による加害行為)、爆発、落雷、水漏れ、第三者の加害行為、空き巣による被害 など 	<ul style="list-style-type: none"> 風水雪凍害による損壊被害 浸水被害による床上・床下浸水 地震による損壊被害 地震のときの火災による被害 など
風水雪凍害	<ul style="list-style-type: none"> 台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結による被害 など 	
浸水	<ul style="list-style-type: none"> 床上浸水・床下浸水による被害 など 	
地震	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損壊被害 地震のときの火災による被害 など 	
その他の住宅災害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> 落雷による家電機器の被害 白アリによる被害 など 	<ul style="list-style-type: none"> 生命共済給付金 死亡 加入者(本人)の死亡

基本部分+自然災害特約で更に手厚く保障されます!

STEP3 基本部分掛金の決定

掛金は住宅構造により異なります。また、住宅の形態や広さにより加入口数の限度があります。

年額掛金	完全耐火住宅		準耐火住宅		木造その他住宅	
	1口	個人最高50口加入なら	1口	個人最高50口加入なら	1口	個人最高50口加入なら
改定前	200円	5,000円	300円	12,500円	500円	25,000円
改定後	100円 (50% Down!)	5,000円	250円 (16% Down!)	12,500円	500円	25,000円
加入口数	自家(持ち家)			借家		
	住宅建物の延べ床面積			独立住宅		共同住宅
	132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満~66㎡(20坪)以上	66㎡(20坪)未満	完全耐火/マンション・公団住宅、準耐火および木造/2戸建以下	複身居住者	単身居住者
加入口数限度	3口~50口	3口~40口	3口~30口	3口~20口	3口~15口	3口~5口

(注)完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

STEP4 特約付帯の選択と掛金の決定

「基本部分」に加えて風水雪凍害、浸水、地震の保障を更に手厚くしたい方は、「自然災害特約」を上乗せしてください。

年額掛金	完全耐火住宅		準耐火住宅		木造その他住宅	
	1口	個人最高50口加入なら	1口	個人最高50口加入なら	1口	個人最高50口加入なら
改定前	700円	22,500円	900円	32,500円	1,200円	60,000円
改定後	450円 (35% Down!)	22,500円	650円 (27% Down!)	32,500円	1,200円	60,000円
加入口数	自家(持ち家)			借家		
	住宅建物の延べ床面積			独立住宅		共同住宅
	132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満~66㎡(20坪)以上	66㎡(20坪)未満	完全耐火/マンション・公団住宅、準耐火および木造/2戸建以下	複身居住者	単身居住者
加入口数限度	基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。					

(注)完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

STEP5 保障額の目安の確認

保障額の目安は、お住まいの住宅が「持ち家(家族・知人等からの無償貸与等を含む)」か「賃貸」か、住宅の「構造や広さ」、どんな住宅を再建したいか等、さまざまな条件によって変わってきますので、以下を目安にしてください。

持ち家にお住まいの場合(家族・知人等からの無償貸与等を含む)

ご自身の保障額の目安としては、

①住宅の保障額の目安(住宅の建替え費用・残骸処理費用等)

+

②住宅以外の保障額の目安(家財の買替え費用・新しいお住まいへの引越費用等)

の保障を準備します。

賃貸住宅にお住まいの場合

大家さん所有の住宅については「借家人賠償責任補償」でカバーされるケースがほとんどですので、ご自身の保障額の目安としては、

②住宅以外の保障額の目安(家財の買替え費用・新しいお住まいへの引越費用等)

の保障のみを準備します。

① 住宅の保障額の目安
(住宅の建替え費用・残骸処理費用等)

住宅構造	住宅の広さ		
	20坪	30坪	40坪
完全耐火・準耐火	1,940万円 ～ 1,440万円	2,910万円 ～ 2,160万円	3,880万円 ～ 2,880万円
	1,680万円 ～ 1,240万円	2,520万円 ～ 1,860万円	3,360万円 ～ 2,480万円
木造その他			

(UAゼンセン調べ)



② 住宅以外の保障額の目安
(家財の買替え費用・新しいお住まいへの引越費用等)

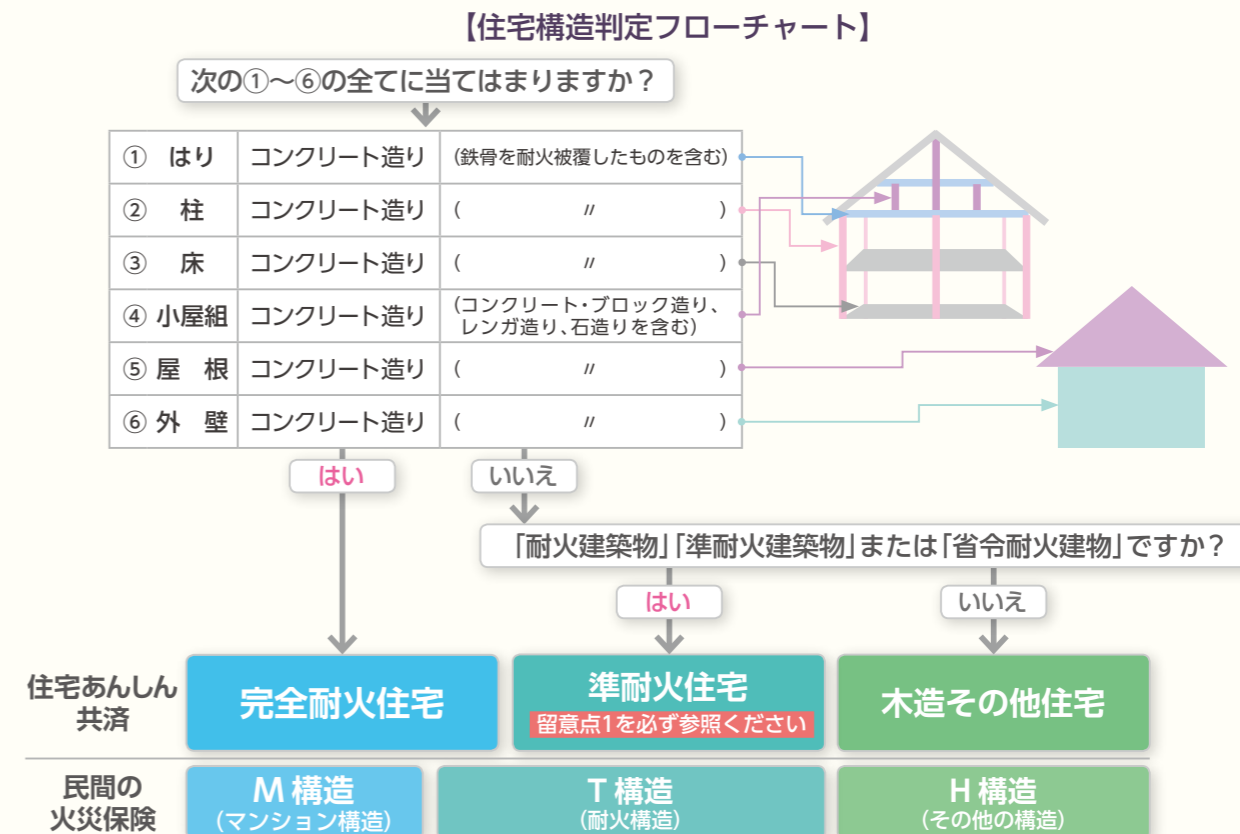
住宅延面積	世帯主年齢	単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	510万円	920万円	1,025万円	1,130万円	1,240万円
	30歳以上～40歳未満	610万円	1,320万円	1,425万円	1,530万円	1,640万円
	40歳以上	710万円	1,820万円	1,925万円	2,030万円	2,040万円
10坪未満		上記の額、または710万円のいずれか少ない額				

(UAゼンセン調べ)

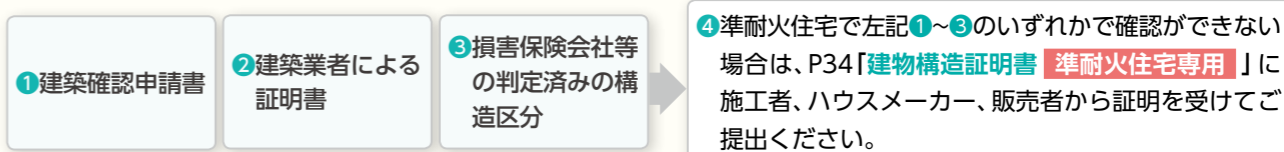
STEP6 住宅構造区分の確認

住宅構造により掛金が異なりますので、共済の対象となる住宅の構造区分を確認してください。留意点もご熟読ください。

●以下のフローに従って、住宅構造を判定してください。



留意点1 準耐火住宅の住宅構造は、次のいずれかで確認しましょう！



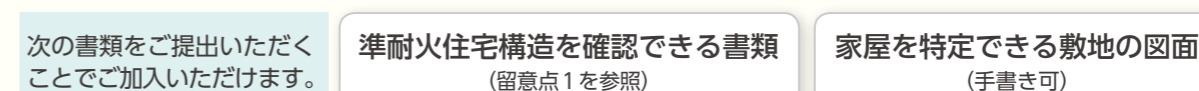
注意 準耐火住宅でお申し込みの場合でも、上記①～④のいずれかの証明書がない場合は、木造その他住宅での加入となります。

留意点2 同じ敷地に家屋が2つ以上ある場合の取扱いにご注意ください！

① 同一世帯の場合は合計して1つの住居とみなして、次の認定基準で取扱います。

同一敷地内の家屋1	同一敷地内の家屋2	同一敷地内の家屋3	認定基準
準耐火住宅	準耐火住宅	準耐火住宅	すべて準耐火住宅に該当 → 準耐火住宅
準耐火住宅	木造その他住宅	準耐火住宅	ひとつでも木造その他の住宅に該当 → 木造その他住宅

② 特定家屋のみを「準耐火住宅」として加入したい場合



保障(給付)内容早見表

RENEWAL

今回引き上げおよび新設 された給付は赤字部分となります。

※5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。

給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	加入口数による給付額										給付額の計算と確認事項	
			5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口		
① 火災 航空機の墜落・車両突入・ 爆発・落雷など	全焼壊	100万円	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
	半焼壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	共済金	//
	小焼壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//
	見舞	5万円限度	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	共済金	修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
② 風水雪凍害	全壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
	大規模半壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//
	半壊	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	//
	小壊	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	共済金	//
③ 浸水	1 床上浸水	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
	2 床下浸水	(10口まで)1万円	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	共済金	11口以降は、給付金の1割(1,000円)が加算されます。ただし、復旧にかかった費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
④ 地震災害	全壊	(10口まで)5万円	25	50	52.5	55	57.5	60	62.5	65	67.5	70	共済金	11口以降は、各見舞金の1割(全壊5,000円、大規模半壊3,500円、半壊2,500円、小壊1,500円、見舞1,000円)が加算されます。ただし、見舞は支払った修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
	大規模半壊	(//)3.5万円	17.5	35	36.75	38.5	40.25	42	43.75	45.5	47.25	49		
	半壊	(//)2.5万円	12.5	25	26.25	27.5	28.75	30	31.25	32.5	33.75	35		
	小壊	(//)1.5万円	7.5	15	15.75	16.5	17.25	18	18.75	19.5	20.25	21		
⑤ その他の住宅災害見舞金	全焼	(500万円限度)20万円	100	200	300	400	500	500	500	500	500	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。ただし500万円限度(団体加入を含みません。)
	半焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
	小焼	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	共済金	//
	見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	共済金	修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
⑥ 生命共済給付金	(10口まで)1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	共済金	11口以降は、給付金の1割(1,000円)が加算されます。	

給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	基本部分の加入口数を 上限に、1口から希望口数に加入することができます。										給付額の計算と確認事項		
			5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
⑦ 風水雪凍害	全壊	70万円	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	共済金	基本部分①にプラスして給付します。	
	大規模半壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	共済金	//	
	半壊	35万円	175	350	525	700	875	1,050	1,225	1,400	1,575	1,750	共済金	//	
	小壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//	
⑧ 浸水	見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	共済金	基本部分①の超過金額を給付します。修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。	
	1 床上浸水	100cm以上	7万円	35	70	105	140	175	210	245	280	315	350	共済金	基本部分①-1にプラスして給付します。
⑨ 地震災害	100cm未満	3.5万円	17.5	35	52.5	70	87.5	105	122.5	140	157.5	175	共済金	//	
	2 床下浸水	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	共済金	基本部分①-2の超過金額を給付します。復旧にかかった費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。	
⑨ 地震災害	全壊	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分①-1にプラスして給付します。	
	大規模半壊	20万円	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	共済金	//	
	半壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	//	
	小壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//	
⑨ 地震災害	見舞	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	共済金	基本部分①-1の超過金額を給付します。修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。	
	2 火災	全焼	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分①-2にプラスして給付します。
	半焼	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	//	
	小焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	//	
⑨ 地震災害	見舞	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	共済金	基本部分①-2の超過金額を給付します。修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。	

注意事項 ● 2010年4月「保険法」が施行されました。「保険と同等の内容を有する住宅あんしん共済」は保険法の適用となりますので、民間火災保険やその他共済にご加入の方は住宅あんしん共済までご相談ください。

● 「基本部分①、②、④」および「自然災害特約⑦、⑨」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

● 「基本部分①」の全焼壊で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。

支払対象事由と給付の認定基準

※「基本部分」「自然災害特約部分」それぞれにつき、次の場合に給付します。

1 基本部分

1 火災などのとき (火災、航空機の墜落、車両突入、爆発、落雷、水漏れ、第三者の加害行為、空き巣による家屋の被害)

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 住宅火災(地震のときの火災を除く)が基本対象です。(隣家からの類焼による被害も含まれます)
- 車両突入は、家族および同居者以外の第三者による加害行為が対象です。(事故証明の提出が必要です)
- 次の場合は見舞金の対象となります。
 - ①外因により(道路工事など)突発的に生じた住宅内の水道管、排水管の亀裂および破損による水漏れ。ただし、時間の経過により生じた直接原因の証明が困難な被害、宅地の地盤沈下や土砂崩れによる建物以外の被害は対象外となります。

- ②共同住宅で上階の住人による水漏れが原因の被害(加入者が加害者の場合は対象外)。
- ③家族および同居者以外の第三者の加害行為による外部から受けた投石などによる災害。
- ④空き巣など第三者の外部から受けた加害行為による住宅災害(警察署の証明書提出)。
- ⑤住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備およびソーラー発電設備)が焼壊した場合や、風呂の空焚き(釜・浴槽部分)。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- 畳、床部分に接着したカーペット類、フローリングの焼き焦がし被害は、1口1万円×加入口数が限度です。
- 半焼壊、小焼壊は、被害の程度により、1口につき最高10万円まで付加給付される場合があります。
- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

2 風水雪凍害 (台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結による被害)

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(証明は新聞記事などで可)
- 突発的な外因による直接の被害が対象であり、二次的災害(窓や入口ドアの閉め忘れによる室内の被害)や老朽化による雨漏りを含みません。

- 屋根上のソーラーシステムの被害も対象です。
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備およびソーラー発電設備)が損壊した場合も見舞金の対象となります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
- 修理を行わないうちに、別の風水雪凍害による災害を受けた場合、一括して1回の災害とします。
- テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害も対象です。最高1,000円×加入口数となります。

3-1 床上浸水被害 ※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(証明は新聞記事などで可)
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出たものは含まれません。)
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がって地盤面を超え床上浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

3-2 床下浸水被害 ※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出たものは含まれません。)
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がって地盤面を超え床下浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書の提出が必要です。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰など)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書の提出が必要です。その他、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出も必要となります。
- 給付額10口まで1万円限度(1口)。11口以上は1,000円(1口)が付加給付されます。個人加入での最高給付額は14万円(50口加入の場合)となります。ただし、浸水に起因する被害の修理、防腐処理、復旧費用の範囲内とします。

4-1 地震による損壊被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(老朽化による損壊やヒビ割れは含みません。)
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備およびソーラー発電設備)が損壊した場合も見舞金の対象となります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害は、個人加入と団体加入を合計し、1口1,000円×加入口数となります。ただし、支払った費用の範囲内とし、業務用、趣味の無線アンテナ、および関連する設備は対象外です。
- 噴火、津波による住宅災害も見舞金の対象です。
- 給付額10口までを限度とし、11口以上は各見舞金の1割が付加給付されます。
- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

4-2 地震のときの火災による被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 地震が原因で、同時またはその後発生した火災について給付します。
- 個人加入で50万円を限度とします。ただし、50万円の限度額には団体加入を含みません。

給付例 (個人加入50口、団体加入6口の場合の限度額)

	個人50口	団体6口	合計
全焼	500万円*	120万円 (20万円×6口)	620万円
半焼	500万円 (10万円×50口)	60万円 (10万円×6口)	560万円

※20万円×50口ですが500万円限度

- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

5 その他の住宅災害見舞金

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 落雷による家電機器の被害。原則は、修理費用が対象です。買替は、1点につき1万円限度。(携帯品やゲーム機と各関連機器は対象外となります。)
- 白アリによる住宅災害。罹災時点で継続加入期間24カ月を経過している加入者が対象です。住宅建物の補修工事費用に限り、駆除や予防の経費は含みません。次回請求は、被害箇所異なる場合も24カ月の経過を待たなければなりません。
- 給付額10口まで1万円限度(1口)。11口以上は1,000円(1口)が付加給付されます。個人加入での最高給付額は14万円(50口加入の場合)となります。

6 生命共済給付金

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 加入者(シルバー加入者を除く)が満68歳未満で死亡した場合、1口について2万円の見舞金が遺族に給付されます。
 - ※ただし、生命共済給付金の金額は団体加入を除き100万円を限度とします。



支払対象事由と給付の認定基準

2 自然災害特約

「基本部分」の被害に上乗せする保障として、次の災害に対し「基本部分」にプラスして給付します。

7 風水雪凍害による損壊被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分②にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分②の超過金額を給付します。修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

8-1 床上浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分③-1にプラスして給付します。

9-1 地震による損壊被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分④-1にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分④-1の超過金額を給付します。修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

8-2 床下浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分③-2の超過金額を給付します。復旧にかかった費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

9-2 地震のときの火災による被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分④-2にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分④-2の超過金額を給付します。修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

ご加入にあたって

個人加入制度(基本部分および自然災害特約)のみ記載。シルバー加入制度(以下、シルバー共済)、団体加入制度については、※印および各々のパンフレットを参照してください。

1 加入資格

基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の満68歳未満の組合員および組合事務所が加入できます。

(※1)シルバー共済は、住宅あんしん共済に個人加入している方が、退職または満68歳を迎えられたときに、個人加入の期限切れ日から移行して加入します。また、加入者が死亡したときは、組合の届出により、配偶者に限り、期限切れ日から「シルバー共済」に移行できます。(原則3年以内)

(※2)団体加入制度は、UAゼンセンに加盟している組合(支部)単位で、組合一括で加入します。

自然災害特約

基本部分に個人(シルバー)加入している方が加入できます。

2 加入対象

基本部分

- 1.加入者が国内において主たる生活をしている住宅1箇所です。ただし、自家(本人または配偶者の所有)で1親等以内の親族が居住する住宅1箇所を加入できます。
- 2.個人加入者は転勤を理由に次の住居も加入できます。
 - ①自家以外に、転勤先の住居。
 - ②借家に家族を残した場合、借家と転勤先の住居。
 - ③転勤により一時的に空家にする場合の自家。ただし、他人に賃貸した場合は、残余期間を解約しなければなりません。(注)家族とは配偶者と子に限りです。
- 3.同じ敷地内に母屋と離れなど家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込みの際に、予め家屋を特定する場合は、特定家屋のみ対象とすることができます。
- 4.同一世帯の組合員が2名以上加入するなど、同一世帯複数加入の場合は、加入口数の合計が制限口数を超過して加入することはできません。
- 5.自家(持ち家)だけでなく、借家や社宅・寮住まいの方も加入できます。(加入口数で制限しています。)
- 6.災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、すぐに所属組合(以下、「組合」という)を通じてUAゼンセン生活応援・共済事業局(以下、「生活応援・共済事業局」という)までご連絡ください。各種変更

手続きを忘れた場合、給付の対象にならないことがあります。

(※1)シルバー共済制度で加入できる住居は、加入者が主たる生活をしている住居1箇所のみとなります。

(※2)団体加入制度は、海外赴任者(家族帯同・独身者)について、国内に家族を含め自宅(持ち家)がない場合および自宅を貸し出している場合は、海外の住居を保障の対象として登録することができます。

自然災害特約

基本部分に加入していることが加入条件となりますので、加入対象は同一となります。

3 加入口数

基本部分

住宅の構造・種別により、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区分	自家(持ち家)		借家		
	住宅建物の延べ床面積		独立住宅	共同住宅	
住宅の種類	132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満～66㎡(20坪)以上	完全耐火/マンション・公団住宅 準耐火および木造/2戸建以下	複身居住者	単身居住者
加入口数限度	3口～50口	3口～40口	3口～20口	3口～15口	3口～5口

(注)完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

(※)シルバー共済は1口～50口まで、団体加入制度は1口～6口(ただし、全員同一口数)まで加入できます。

自然災害特約

基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。

ご加入にあたって

4 掛金(年額)

住宅の構造・形態^(注1)別に次のとおりとなります。

個人加入制度		基本部分	自然災害特約
完全耐火住宅 (鉄骨・鉄筋コンクリート住宅)	個人組合員	100円 ×加入口数	450円 ×加入口数
	組合事務所		
準耐火住宅 (準耐火構造、省令耐火構造住宅)	個人組合員	250円 ×加入口数	650円 ×加入口数
	組合事務所		
木造その他の住宅 (上記以外の住宅)	個人組合員	500円 ×加入口数	1,200円 ×加入口数
	組合事務所		

(※1) シルバー共済は、木造その他の住宅/1口=400円、準耐火住宅/1口=250円、完全耐火住宅/1口=100円となります。

(※2) 団体加入制度は、1人500円(1口)×加入口数×加入人数となります。

(注1) 住宅の構造・形態については、次のとおりとなります。
[住宅の構造]

①完全耐火住宅とは、次の住宅をいいます。

A) 建物の主要構造部のうち、柱・はり・床・屋根および小屋組のコンクリート造で、外壁のすべてが次のいずれかに該当する建物。
a:コンクリート造 b:コンクリート・ブロック造 c:レンガ造 d:石造

B) 建物の主要構造部のうち、柱・はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根・小屋組および外壁が次のいずれかに該当する建物。
a:コンクリート造 b:コンクリート・ブロック造 c:レンガ造 d:石造

C) 完全耐火住宅の種別については、個人が建築業者や建築確認申請書などで確認してください。

②準耐火住宅とは、次の住宅をいいます。

準耐火構造および省令準耐火構造の建物とし、次のいずれかの確認ができる建物とします。

- A) 建築確認申請書で確認できる場合
- B) 建築業者による証明書がある場合
- C) 損害保険会社等の判定済みの構造区分を準用または読み替えて対応する場合
- D) 建物構造証明書(準耐火住宅専用)に施工者、ハウスメーカー、販売店から証明を受けた場合

③木造その他の住宅とは、前記の①および②以外の住宅をいいます。

[住宅の形態]

①自家とは、次の持ち家である住居をいいます。

- A) 本人および配偶者所有の住居。
- B) 二親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人との間に形式的な貸借関係がなく、本人が生活する住居。

C) 三親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人が同一世帯にある場合は、自家とみなします。

D) 自己資金や融資などで、建築および購入した住居で、本人名義に登録していない場合でも、明らかに本人が建築購入した場合は、自家とみなします。

E) 借家に自己資金で居室を建て増した場合は、自家として取り扱います。

②借家とは、自家を除くすべての住居をいいます。

- A) 借家独立とは
 - a: 完全耐火住宅で、アパート、マンション、公団住宅をいいます。ただし、独身寮は、共同単身居住者として扱います。
 - b: 準耐火住宅および木造その他の住宅で、1棟2戸建て以下の住宅をいいます。

- B) 共同住宅とは
 - a: 準耐火住宅および木造住宅で、1棟3戸建て以上の住宅をいいます。
 - b: 準耐火住宅および木造住宅で、1戸に二世帯以上が居住する場合をいいます。

C) 共同複身居住者とは
準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、他の親族と同居している者をいいます。

D) 共同単身居住者とは
準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、単身で居住している者をいいます。

(注2) 住宅あんしん共済の掛金は1年間の掛捨てで割戻しはありません。また、住宅あんしん共済は、所得税法上の地震保険料控除の対象外の共済であるため、掛金は確定申告の保険料控除の対象になりません。

5 加入手続きと保障期間(権利の取得期間)

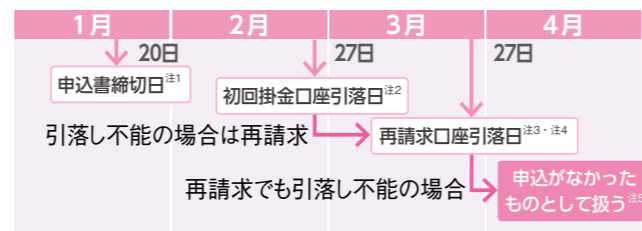
基本部分

1. 新規加入の場合

手続きの流れは組合の指示に従ってください。

①新規加入(除く、組合支所)は、次のA)もしくはB)のいずれかを選択し加入することができます。

A) 口座引落しによる新規加入の場合
掛金が口座から引落された日を加入日とします。なお、引落し不能の場合は翌月に再請求を行い、再請求で掛金が引落された場合は再請求日が加入日となります。



個人加入制度(基本部分および自然災害特約)のみ記載。シルバー加入制度(以下、シルバー共済)、団体加入制度については、※印および各々のパンフレットを参照してください。

(注1) 毎月20日までに生活応援・共済事業局に「個人加入申込書兼口座振替依頼書(以下、「申込書」)」が到着。

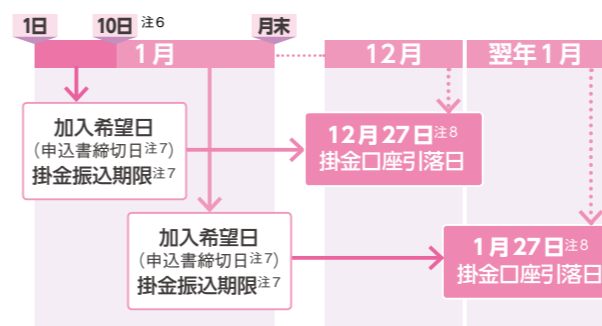
(注2) 翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、初回掛金口座引落日。(書類不備により口座登録不能の場合、口座登録完了を待って毎月20日までに受付した申込書と一緒に翌月27日に口座引落しを行う。)

(注3) 初回掛金引落日不能の場合は、翌月に再請求。

(注4) 翌月引落日された場合は、引落日された日から保障を開始。

(注5) 再請求不能者は、申込みがなかったものとして取扱う。

B) 加入日を指定して新規加入する場合
指定日を加入日とします。なお、指定日までに掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。



(注6) 毎月10日締めにて翌年の掛金口座引落日が異なるので注意。

(注7) 指定日までに生活応援・共済事業局に「申込書」の送付と、「UAゼンセン住宅あんしん共済」名義の指定口座に掛金の振込みを行う。(振込人の名前は、加入者または組合名)

(注8) 翌年(2年目以降)の期限切れ日から口座引落日となるので、「申込書」作成時に口座の登録を行う。「申込書」の送付が遅れる場合は、事前にFAXしてください。

②組合支所の新規加入者は、組合支所用パンフレットの「申込書」に必要事項を記入し、組合の掛金徴収方法に従ってください。

(※1) 個人加入者のシルバー移行は、①加入者からの申し出に基づき、組合が期限切れ日の2カ月前までに、生活応援・共済事業局にシルバー共済に移行の必要のある該当者の報告を行うか、②期限切れ日の4カ月前に送付される「期限切れ対象者一覧表」および「変更内容記入連絡票(以下、「変更カード」という))を使用し手続きを行います。また、権利喪失後原則3年以上経過した場合は、新たに

加入できませんのでご注意ください。

(※2) 団体加入制度は、組合から都道府県支部を通じて生活応援・共済事業局に申し込みます。(同一世帯の組合員でも各々加入できます。)

③保障期間(権利の取得期間)

加入日^(注9)の午後5時をもって権利を取得し、満1カ年を経過した最初に迎える10日の午後5時をもって権利を喪失します。

(注9) 口座引落日もしくは指定日(指定日までに掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。)

(※3) シルバー共済は、個人加入期限切れ日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月10日の午後5時をもって権利を喪失します。また、権利喪失後は、掛金納入日の午後5時をもって権利を取得します。

(※4) 団体加入制度は、申込書の加入日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月同日の午後5時をもって権利を喪失します。

2. 期限切れ(更新)の場合

期限切れ日の4カ月前までに、組合を通じて「共済への継続加入(更新)のご案内」をいたします。手続きの流れは組合の指示に従ってください。

①加入内容に変更がない場合
自動継続となり、加入者指定口座から掛金引落しを行います。

②加入内容に変更がある場合
期限切れ日の2カ月前20日(例:期限切れ日8月10日の場合は6月20日)までに、「変更カード」に必要事項を記入の上、組合を通じて、生活応援・共済事業局に提出してください。

③組合支所の加入者は、組合の指示に従って継続および変更の手続きを行ってください。

④加入を中止する場合
期限切れ日の2カ月前20日(例:期限切れ日8月10日の場合は6月20日)までに、「変更カード」に必要事項を記入の上、組合に提出してください。(加入中止の提出がない場合は、自動継続となり加入者指定口座から掛金引落しを行います。)

⑤保障期間(権利の取得期間)
規定の定めによって掛金を納入した場合は、各加入月10日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月10日の午後5時をもって権利を喪失します。また、掛金引落日不能の場合は翌月に再請求を行います。再請求により掛金を納入した場合、期限切れ日に遡って保障します。ただし、再請求による引落日不能者は、期限切れ日に遡って権利を喪失します。

ご加入にあたって

自然災害特約

- 中途加入する場合は、基本部分の期限切れ(更新)日までとし、中途加入日から期限切れ(更新)日までの残余月数(注)を月割り計算し、掛金を納入します。
(注)日数の端数は、15日までを切り捨て、16日以上を1カ月とします。
- 保障期間(権利の取得期間)は、「基本部分」の加入期間と同じ期間となります。

6 各種変更手続き

1. 異動変更手続き

「加入証書」の記載内容に次の変更があった場合は、「異動・契約変更・中途解約申請書」に変更箇所を記入し、1カ月以内に組合を通じて、生活応援・共済事業局に提出してください。

- 住所、氏名、および住宅種別に異動変更があったとき。
- 組合および支部に異動があったとき。
- その他、加入証書の記載内容に異動変更があったとき。

2. 口数変更の手続き

加入口数の変更は、原則、期限切れ日を待って行います。ただし、次の場合は中途の変更が可能です。

- 異動変更により、住宅種別の制限口数が変更前より高い場合。(制限口数の範囲内まで増口ができます。)
- 異動変更により、住宅種別の制限口数を超過して加入している場合。(制限口数まで減口してください。)
- 減口の変更をせずに、制限口数を超過して加入した場合は、超過口数分の給付は無効となります。

7 「加入証書」と「ご加入者のしおり」

加入者に対しては、加入の証として、組合を通じて、「加入証書」と「ご加入者のしおり」を送付いたします。加入証書の記載内容をご確認いただき、大切に保管してください。

8 中途解約

所定の手続きを経て、住宅あんしん共済を解約することができます。その場合、「異動・契約変更・中途解約申請書」に必要事項を記入し、組合を通じて、生活応援・共済事業局に提出してください。

1. 次の場合は解約しなければなりません。

- ① 国外に住居を異動した場合。
(※)ただし、団体加入組合の海外赴任者(家族帯同・独身者)について、国内に家族を含め自宅(持ち家)がない場合

- ② 空家家を他人に賃貸した場合、および転勤により自家以外の借家に加入していた者が自家に戻った場合の借家。
2. 解約に伴い掛金の返戻が発生した場合は、振込手数料を加入者負担とし加入者の登録口座もしくは指定口座に振込みます。

9 給付の請求

1. 給付請求における注意点

- ① 給付対象は、火災や突発的なしきも偶然におこる不可抗力が原因の住宅災害が基本対象です。
- ② 住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。
- ③ 給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効により消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。
- ④ 見舞程度の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。
- ⑤ 敷地内に母屋・離れなど2つ以上の住居がある場合、各住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。
- ⑥ 被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。

A) 火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全焼	70%以上
半焼	30%～70%未満
小焼	10%～30%未満
見舞	10%未満

B) 自然災害・地震災害の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全壊	70%以上
大規模半壊	50%～70%未満
半壊	20%～50%未満
小壊	10%～20%未満
見舞	10%未満

- ⑦ 公的機関の証明書(消防署または警察署の罹災証明書)は原本を提出します。
2. 全焼壊・大規模半壊・半焼壊・小焼壊・床上浸水の被害を

個人加入制度(基本部分および自然災害特約)のみ記載。シルバー加入制度(以下、シルバー共済)、団体加入制度については、※印および各々のパンフレットを参照してください。

受けた場合の請求

- ① 基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。
- ② 被害の程度(焼壊割合)が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。
- ③ 公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。
- ④ 罹災証明書、写真、見取り図(手書き可)、新聞記事などを添付します。

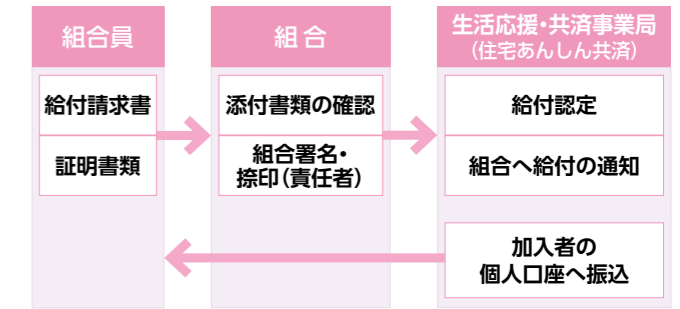
3. 見舞程度・床下浸水の被害を受けた場合の請求

- ① 見舞程度・床下浸水の場合の家財は対象外です。
- ② 被害箇所の修理復旧工事に支払った費用の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率を適用します。この場合、修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図(写真より被害箇所の特定が判りやすい場合)、罹災証明書、災害を証明する新聞記事や警察署の証明などを添付します。
※被害の種類により添付書類は多少異なります。
- ③ 波板屋根(軒先などのプラスチック仕様を含む)、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害など、敷地内の建物については認定額の50%が見舞金の対象です。簡易な建物(間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置など)は対象になりません。
- ④ 床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰など)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事なども必要となります。
- ⑤ 被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率を適用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

4. 給付の請求方法

- ① 火災等の災害が発生した場合は、速やか(3カ月以内)に「罹災状況報告書」で、組合を通じて、生活応援・共済事業局へ報告をお願いします。
- ② 「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。

5 給付請求と給付金送付の流れ



- (注1) 給付は加入者の個人口座へ直接振込むことにより行います。
(注2) 組合を通じて給付する場合は、加入者の領収書を住宅あんしん共済まで送付してください。
(注3) 給付金認定後の通知は、住宅あんしん共済から組合経由で組合員にご案内します。

10 保険法施行に伴う留意点

1. 「保険法」が、2010年4月1日より施行されました。「保険と同等の内容を有する住宅あんしん共済」は保険法の適用となります。
2. 「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は、「民間火災保険等」からの給付が減額される場合があります。

11 給付金をお支払いできない場合

1. 次のような場合には、給付金はお支払いできません。
 - ① 申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき。
 - ② 給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき。
 - ③ 給付の請求書および関係書類に、不備があったとき。
 - ④ 本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき。
 - ⑤ 加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき。
 - ⑥ 火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出しなかった場合、給付を行わないことがあります。
(注1) 上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。
(注2) 給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。
2. 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・見舞金の全部または一部を給付しないこともあります。

建物構造証明書

準耐火住宅専用

本証明書は準耐火住宅専用となります。完全耐火、木造その他の住宅には必要ありません。

UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛

平成 年 月 日

ご契約者名	証 書 番 号
建物の所在地	
保障期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

[証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地		
② 建物構造		耐火建築物 ^(※1) 準耐火建築物 ^(※2) 省令準耐火建物 ^(※3)
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会社名	
	会社所在地	
	ご担当者名	印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2) 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

ご記入例

ご記入例の赤字部分のみご記入ください。

証明書発行者記入欄は、施工者、ハウスメーカーまたは販売者に記入をご依頼ください。

ただし、②建物構造のいずれにも該当せず、証明書発行者から証明を受けられない場合は、住宅あんしん共済までご相談ください。

■ご契約者名・証書番号・建物の所在地・保障期間をご記入ください。

■提出日をご記入ください。

建物構造証明書		準耐火住宅専用	
本証明書は準耐火住宅専用となります。完全耐火、木造その他の住宅には必要ありません。			
UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛		平成 29年 9月 10日	
ご契約者名	共済 太郎	証 書 番 号	2001234567
建物の所在地	東京都千代田区九段南 4-8-1		
保障期間	平成 30年 1月 10日 ~ 平成 31年 1月 10日		

■新規加入の方は記入不要です。

[証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地		
② 建物構造		耐火建築物 ^(※1) 準耐火建築物 ^(※2) 省令準耐火建物 ^(※3)
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会社名	
	会社所在地	
	ご担当者名	印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2) 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

■証明書発行者記入欄について

加入する(建物の所在地の)住宅の建物構造について、施工者、ハウスメーカーまたは販売者^(注)から、①建物の所在地、②建物構造、会社名、会社所在地、ご担当者名の記入、押印を取り付けていただき証明を受けてください。

(注) 不動産仲介業者は販売者に含まれません。